



社会保険労務士事務所  
あおぞらコンサルティング

# あおぞらLetter

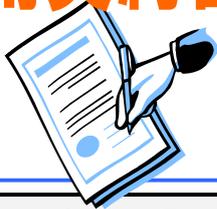
〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町5 矢野ビル 4F

電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276

担当:花村

## 雇用契約書に記載しなければいけない項目は？



8月にお届けしたあおぞらレター(057号&058号)で、労働条件の明示についてご案内いたしました。今回は、書面による明示が必要な項目について、具体的な記載例と注意点をご案内いたします。

	書面での明示が必要な項目	記載例	
1	契約期間(期間の定めの有無) 「有」の場合は期間(最長3年が限度)	契約期間	期間の定めなし
2	就業の場所	勤務場所	本社
3	従事する仕事の内容	仕事の内容	営業事務
4	始業・終業の時刻	始業・終業時刻及び休憩時間	・始業 9:00 終業 18:00
5	2グループ以上の交替制による勤務がある場合は、交替日、交替の順序等		変形労働時間制を適用する場合はその旨を記載
6	所定労働時間を超える労働の有無		・所定時間外労働の有無:有り
7	休憩		・休憩 12:00~13:00(60分)
8	休日	休日	・土曜日、日曜日、祝日
9	休暇に関すること ・年次有給休暇・その他の休暇	休暇	・年次有給休暇:法定通り ・その他の休暇:法定通り(無給)
10	給与に関すること ・給与の額、計算方法 ・給与の締日、支払日、支払方法	賃金	・基本給 250,000円(月給制) ・法定時間外労働における割増賃金率 時間外(25%) 休日(35%) 深夜(25%) ・賃金締日 毎月15日 ・支払日 当月25日 ・口座振込みにより支払う ・所得税、社会保険料及び従業員代表者との間でとり きめたもの(立替金)を控除し支給
			法令以外のもの(この場合は立替金)を給与から控除する場合に記載
11	退職に関する事項 ・定年 ・退職の事由と手続 ・具体的な解雇の事由	退職・解雇に関する事項	・定年制 有り(60歳) ・自己都合退職:退職する1ヶ月前に届け出ること ・解雇の事由及び手続き :就業規則 条~ 条を参照

就業規則と内容が同じ場合には、詳細を記載する代わりに、適用される就業規則の該当箇所を明記しても良い

ただし、このように記載した場合は、原則として就業規則を交付しなければならない

少なくとも、1~11の項目については、雇用契約書等に記載し、書面での交付が必要です。具体的な記載、その他雇用契約書に記載した方が良いことなど、詳細は弊所までお問い合わせください。

TEL . 03-3526-4277